

答 申

1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が令和6年8月30日付け人男女第289-2号で行った公文書部分開示決定について、別表に記載した情報を不開示としたことは妥当ではなく開示すべきであるが、同日付け人男女第289-3号で行った公文書不開示決定については妥当である。

2 審査請求及び審議の経緯

- (1) 審査請求人は、令和6年3月11日付けで、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、1. この苦情申出書を苦情処理委員の関与すべき案件と担当課が判断した経緯が書類としてあればその文書、起案決裁文書等 2. 苦情申出者の苦情の真意を確認したメモ等、窓口での会話のメモ、ヒヤリング等やったのであればそのメモ 3. 苦情処理委員に苦情申出書等を送付することから検討が始まったのならば、その送付文と添付資料、最初から会議を招集したのなら、開催通知文と事前配布資料（あれば） 4. 全ての会議の資料と議事録（作ってなければ、記録した職員のメモ） 5. 外部専門家への意見聴取などがあればその関連資料 6. 県教委等へのヒヤリングや、要求した資料があったのなら、ヒヤリングの内容と要求して提出された資料 7. 勧告を県として決裁したのなら決裁文書、なければ勧告を公表することの決裁文書 8. その他、勧告の公表までの経緯に関する文書と記載した公文書開示請求書を提出し、該当する公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は対象文書が著しく大量であることから、開示決定期限を同年8月30日とする同年3月18日付け人男女第553号の公文書開示決定等期間特例延長通

知書（以下、「本件延長決定」という。）を通知した。

- (3) 本件開示請求に対して実施機関は本件開示請求に係る公文書として、2①令和4年7月1日付け第2号「苦情等申出書について」（以下「本件対象文書1」という。）、2②令和4年7月11日收受の回答（以下「本件対象文書2」という。）、2③令和4年7月14日付け第4号「苦情等申出書の修正について」（以下「本件対象文書3」という。）、3①2022年5月24日付け【苦情処理】新規案件について（埼玉県人権・男女共同参画課）（以下「本件対象文書4」という。）、3②2022年5月25日付け【苦情処理】新規案件について（埼玉県人権・男女共同参画課）（以下「本件対象文書5」という。）、4①令和4年6月24日（金）の苦情処理合議資料（以下「本件対象文書6」という。）、4②令和4年8月9日（火）の苦情処理合議資料（以下「本件対象文書7」という。）、4③令和4年9月13日（火）の苦情処理合議資料（以下「本件対象文書8」という。）、4④令和4年11月22日（火）の苦情処理合議資料（以下「本件対象文書9」という。）、4⑤令和5年2月27日（月）の苦情処理合議資料（以下「本件対象文書10」という。）、4⑥令和5年5月16日（火）の苦情処理合議資料（以下「本件対象文書11」という。）、4⑦令和5年7月25日（火）の苦情処理合議資料（以下「本件対象文書12」という。）、6①令和4年9月27日付け説明等依頼書（以下「本件対象文書13」という。）、6②令和4年10月21日付け回答（以下「本件対象文書14」という。）、6③令和4年12月1日付け説明等依頼書（以下「本件対象文書15」という。）、6④令和4年12月23日付け回答（以下「本件対象文書16」という。）、6⑤令和5年1月19日面談（以下「本件対象文書17」という。）、6⑥令和5年1月25日付け説明等依頼書（以下「本件対象文書18」という。）、6⑦令和5年1月30日付け回答（以下「本件対象文書19」という。）、7勸告を県として決裁したのなら決裁文書。なければ勸告を公表することの決裁文書（以下「本件対象文書20」という。）を特定し、条例第10条第1号、条例第10条第2号及び条例第10条第5号を根拠に公文書部分開示決定（以下「本件処分1」という。）を令和6年8月30日付けで行い、会議の議事録については、該

当する公文書を作成及び保有をしていないとして公文書不開示決定（以下「本件処分2」という。）を同日に行い、審査請求人に通知した。

- (4) 審査請求人は、同年11月22日付けで、埼玉県知事（以下「諮問庁」という。）に対し、本件処分1及び2の取消しを求めて審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (5) 当審査会は、本件審査請求について、令和7年3月13日に諮問庁から条例第24条の規定に基づく諮問を受けるとともに、弁明書及び反論書の写しの提出を受けた。
- (6) 当審査会は、令和8年2月13日に実施機関の職員から意見聴取を行った。
- (7) 当審査会は、同年2月16日付けで諮問庁に対し、条例第26条第4項の規定に基づき、書面による調査を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 審査請求の趣旨
本件処分1及び2を取り消し、全ての文書の開示を求める。
- (2) 審査請求の理由
本件処分1及び2は次のとおり条文に違反しており違背である。

ア 県立男女別学校に係る県教委と男女共同参画苦情処理委員の議論の過程を知ることとは、今後県立男女別学校への進学を望む子女やその父兄にとって、県立男女別学校に対する県教委及び男女共同参画苦情処理委員の捉え方を知り、自らの将来の学びの場を判断するための極めて重要な情報ソースとなる。そのような情報を不開示とすることは、「生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる場合は開示しなければならない」と定めた条例第10条第1号ロに違反している。加えて、「公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる」ことを定めた条例第12条にも違反している。

イ 令和6年8月30日付けで開示された公文書は全て黒塗りであったが、これが事

務の遂行に著しい支障が生ずるとして期限を延長した結果であるならば、当初から全て黒塗りで開示すれば足りるものであり、条例第15条第3項を適用することは能わず、条例第10条に違反している。

ウ 条例第10条第5号で定められた不開示理由は「公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、（中略）適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの」とされており、「次に掲げるおそれ」の類型として、「イ. 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務」「ロ. 契約、交渉又は争訟に係る事務」「ハ. 調査研究に係る事務」「ニ. 人事管理に係る事務」「ホ. 県等が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業」が規定されている。公文書部分開示決定通知書において条例第10条第5号に該当するとした「おそれ」は「以後の同種の合議での公正な発言が妨げられて（中略）当該事務の適正な遂行に影響を及ぼすおそれ」であり、これはイからホの類型に該当しないのは無論のこと、「今後の開催が不確実な未来の同種の合議での発言が妨げられるおそれ」まで含めて、「事務または事業の適正な遂行に影響を及ぼすおそれ」と見做して不開示とするのは著しく不相当であり、不開示理由として条例第10条第5号を適用することは、条例第10条に違反している。

エ 開示決定等された21文書が全て黒塗りであることは、日本国憲法第21条に定められた情報の提供・公開を請求できる「知る権利」に違反している。

オ その他、以下について違背のおそれがある。

(ア) 本件対象文書4の4枚目（別紙）は国の見解等を確認したものとされているが、条例第10条第5号により不開示情報とされているのは「事務又は事業に関する情報」であり、「見解等」は該当しないため、これを不開示としているのは条例第10条に違反している。また、国の見解を問うに際しての実施機関と国との間の文書を公開しないことは条例第10条に違反している。

(イ) 本件対象文書4の4枚目（別紙）は、国の見解等を確認したものであり、苦情処理委員の発言や意見、見解等を記載したものではないため、条例第10条第5号を適用させることはできず、当該公文書を開示することによって「委員

等が個人的に干渉等を受け、以後の同種の合議での公正な発言が妨げられて率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、当該事務の適正な遂行に影響を及ぼすおそれ」があるとするのは、条例第10条に違反している。

(ウ) 本件対象文書4と5の差分は宛先のみであるが、宛先を変更するに当たっては実施機関内部での意思決定または委員ないし専門員との意思疎通があったと解されるどころ、その過程を記した文書の公開を行わないのは、条例第10条に違反している。

(エ) 本件対象文書13、15、17及び18は、いずれも会議や面談に先立って、「苦情処理委員から出された質問事項」であり、これは不開示理由とされた条例第10条第5号の「事務事業に関する情報」には該当しないため、「質問事項」を不開示とすることは、条例第10条に違反している。

(3) 反論書の趣旨

本件公文書は県民が埼玉県行政の適正な統治を求める上で重要な情報源である。実施機関が黒塗りによって情報を遮断することは国民の知る権利を不当に制限するものである。

4 実施機関の主張の要旨

弁明書及び審査会における意見聴取によると、実施機関が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

(2) 審査請求人の主張に対する意見等

ア 上記3(2)アについて

条例第10条第1号の規定に基づき不開示とした情報は、苦情申出人の郵便番号、住所、氏名及び電話番号並びに男女共同参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）及び専門員の自署及び印影である。これらの情報が、今後県立男女別学校への進学を望む子女やその父兄が、県立男女別学校に対する教育委員会及び苦情

処理委員の捉え方を知り、将来の学びの場を判断するための極めて重要なソースになるとは甚だ考えられず、ひいては、そのような情報が、同号ロ「生活又は財産を保護するため、公にすることが必要と認められる情報」に該当しないことも明らかである。

また、本件対象文書を全て開示することは、苦情処理委員等が個人的に干渉等を受け、以後の同種の合議での公正な発言が妨げられて率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、当該事務の適正な遂行に影響を及ぼすおそれがある。県立男女別学校に対する苦情処理委員の考えについては、勧告の公表によって把握できることから、説明責任は担保されている。審査請求人が主張する事情のために対象文書を全て開示することによる利益が、これを開示することによって害される利益を上回るものとは言えないため、公益上特に本件開示請求に係る本件対象文書を公開する必要があるとは認められず、条例第12条には違反しない。

イ 上記3（2）イについて

条例第15条第3項の規定は、「開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより、事務の遂行に著しい支障がある場合」に適用できるとされており、開示結果に関わらず、公文書の量や他事務の繁忙等を考慮した上で判断されるものである。本件対象文書は約2,100枚で非常に膨大な量である上、全ての公文書を1枚ずつ開示範囲について検討が必要であった。また、他にも業務があり、本件開示請求だけに対応できるわけではない。これらのことから、条例第15条第3項の適用は妥当であり、条例第10条に違反するものではない。

ウ 上記3（2）ウ、オ（ア）、オ（イ）及びオ（エ）について

本件対象文書は、令和5年8月30日付けで苦情処理委員が教育委員会教育長宛に行った「県立高校において、共学化が早期に実現されるべき」という勧告に関するものである。本勧告後、共学化に賛成又は反対する個人や団体から、勧告に対する多くの反響があり、新聞報道やSNSでも多様な議論がされている。一方、苦情

処理機関は苦情の申出を処理するための第三者機関として、苦情処理委員は男女共同参画の視点から中立公平に職務を行うこととされている。苦情処理委員はそれぞれ独立して職務を行うものとしているが、事案の処理に慎重な検討等が必要な場合は、職務の執行の方針及び計画について合議により処理することとしており、苦情処理機関における処理方針の適切な決定のためには、自由かつ率直な意見の交換が必要不可欠である。調査審議等の内容が開示されることになれば、合議の審議の過程にどのような議論や検討が行われたか、個々の委員の意見や見解等が明らかとなる結果、個々の委員に働きかけが行われ、圧力をかけられるおそれがあり、誤解等を回避するために委員の自由な質疑や発言等が差し控えられるなど合議の意思決定の中立性が不当に損なわれることになりかねない。本件の調査審議等に関する情報が公になることにより、本件の調査審議が終了し意思決定が行われた後であっても、将来予定されている同種の合議に係る意思決定に不当に影響を与えることが容易に考えられ、苦情処理委員の実行性に支障を及ぼすおそれが生じるため、委員間の自由かつ率直な意見の交換を保障する必要があることから、条例第10条第5号の適用による不開示は妥当であり、条例第10条に違反しない。

エ 上記3（2）エについて

条例は日本国憲法第21条に規定する表現の自由を通じて「知る権利」を保障するために、公文書の公開に関し必要な事項を定めたものであり、条例の規定に基づき、開示又は不開示を判断しているため、日本国憲法第21条に違反しない。

オ 上記3（2）オ（ウ）について

苦情処理機関では、苦情処理委員1名に対して、苦情処理委員の職務を補助する専門員1名を配置し職務を遂行している。実施機関職員が誤ってメールを送付しただけであり、専門員の担当が変わったわけではない。そのため、意思疎通はなく、その過程を記した文書も存在していないため、条例第10条に違反しないものである。

カ 意見聴取における主張

苦情処理機関は第三者機関で独立性を有し、調査審議については非公開としており、その考え方に基づいて個別に開示、不開示の判断をしたものである。合議の資料は調

査内容等が推測されるような場合は不開示としているが、一般公開されている資料は開示にしている。また、合議の議事録については、苦情処理委員や専門員から作成の依頼もないことから作成をしていない。

5 審査会の判断

(1) 本件審査請求の検討事項について

ア 本件処分1について

審査請求書の趣旨及び理由の記載並びに処分の取消しを求める事項の記載から、審査請求人は主に実施機関が条例第10条第5号に該当するとして不開示とした部分の開示を求めていると解されることから、条例第10条第5号を理由に不開示とした部分の妥当性を検討する。また、審査請求人は上記3(2)アのとおり、開示すべき根拠として条例第10条第1号ただし書口を引用し、上記3(2)オ(ウ)のとおり、本件対象文書4から5への変更に関する公文書の存在を主張していることから、条例第10条第1号を理由に不開示とした部分の妥当性及び本件対象文書4から5への変更に関する公文書の存否についても併せて検討する。

イ 本件処分2について

審査請求人は、審査請求書の趣旨において、作成及び保有をしていないとの理由で不開示決定とされた本件処分2の議事録の開示を求めていることから、本件処分2については議事録の存否について検討する。

ウ 本件延長決定について

審査請求人は、本件対象文書が全て黒塗りであったことから、当初から全て黒塗りで開示すればよく、開示期限の延長をする必要はなかったとして、条例第10条に違反すると主張しているため、本件延長決定の妥当性について検討する。

(2) 埼玉県男女共同参画に関する苦情処理機関について

上記につき検討するに先立ち、当審査会が苦情処理機関について実施機関に確認したところ、以下が明らかとなった。

同機関は独立性を有する第三者機関であり、独任制であるが、重要な案件や勧告

等を行う場合においては合議を非公開で実施している。外部有識者である苦情処理委員3名と専門員3名を配置し、委員1名と専門員1名が組になって個別の案件に対応している。苦情処理委員が調査、勧告等を行い、専門員は委員の補助として主に事務的な作業を行っている。委員が調査をすべきか判断し、審査を開始する。実施機関は、苦情処理委員や専門員から依頼があれば書類作成、調査補助等を行っており、庶務的な役割を担っている。

(3) 本件処分1の対象文書について

本件処分1の対象文書は上記2(3)のとおりであるが、苦情処理機関の処理の流れを踏まえて本件対象文書を確認すると、本件対象文書4及び5は苦情の申出を受け付けた庶務である実施機関が当該申出について、埼玉県男女共同参画推進条例(以下「参画条例」という。)第13条第2項の申出に該当するか否かの判断を苦情処理委員及び専門員に求めるために送付した電子メール本文と申出の内容及び関連情報をまとめた添付文書、本件対象文書1は苦情処理専門員が申出人に申出の趣旨を確認するために発出した文書、本件対象文書2は本件対象文書1に対する申出人からの回答、本件対象文書3は苦情処理委員が申出人に修正を依頼するために発出した文書及び申出人から提出された申出書となっており、本件対象文書1から5までは苦情処理委員が実質的な調査審議を開始する前の文書と認められる。そして、本件対象文書6から19までは苦情処理委員が実質的な調査審議を行った際の文書、本件対象文書20は最終的な勧告の決裁文書となっている。

(4) 本件処分1の不開示部分について

当審査会がインカメラ審理により見分したところ、実施機関が条例第10条第5号により不開示としているのは以下のものである。

- ・本件対象文書4及び5のうち①苦情申出案件の概要、②女子差別撤廃条約に関する内閣府の見解
- ・本件対象文書6から12までのうち合議に使用した資料の件名及び件名が不開示とされている資料、具体的には、①苦情等申出書、②本件対象文書1、2、3、4及び5と同様の文書、③これまでの男女共学化に関連する苦情の対応状

況、④調査開始通知書、⑤調査方針、⑥教育委員会に対する説明等依頼書、⑦説明等依頼に係る個別の質問内容、⑧説明等依頼に対する教育委員会の回答、⑨面談の実施結果、⑩勧告の内容についての案

- ・ 本件対象文書 13 及び 15 のうち説明等依頼に係る個別の質問内容
- ・ 本件対象文書 14 及び 16 のうち説明等依頼に対する教育委員会の回答
- ・ 本件対象文書 17 のうち面談の質問内容
- ・ 本件対象文書 18 のうち教育委員会に提出を求める関係資料の内容
- ・ 本件対象文書 19 のうち教育委員会から提出された関係資料

次に、条例第 10 条第 1 号で不開示としているのは、本件対象文書 1 から 5 まで、13、15 及び 18 のうち申出人の氏名、郵便番号、住所及び電話番号、本件対象文書 20 のうち苦情処理委員及び専門員の署名及び印影となっている。

ア 条例第 10 条第 5 号の該当性について

条例第 10 条第 5 号は「県、国若しくは他の地方公共団体（略）の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報とし、次に掲げるおそれとして、「イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ、ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県等（略）の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ、ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ、ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ、ホ 県等が経営する企業（略）に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」を例示している。

審査請求人は、苦情処理委員の合議における発言等はイからホの類型に当てはまらない上、今後の開催が不確実な未来の同種の合議まで含めて、事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれを観念することは著しく不当であると主張している。このことについて、本号のイからホは、県が行う事務又は事業は広範

かつ多種多様であり、支障を及ぼすおそれのある事務又は事業を全て列挙することは困難であることから、各機関共通的に見られる事務又は事業に関する情報を例示的に挙げているものである。これら以外の事務又は事業については「その他当該事務又は事業の性質上」として包括的に規定されていることから、イからホの事務又は事業に限定されるものではない。加えて、従来から条例第10条第5号は同種のもので反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合にも適用できると解されており、この解釈を変更すべき理由も認められないことから、本案件に限らず将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合も不開示理由になり得るものである。

また、審査請求人は、国の見解等は「事務又は事業に関する情報」には該当しないと主張しているが、条例第10条第5号は当該情報の作成者や性質を問わず、実施機関の事務または事業に関する情報について規定するものであるから、国の見解等であっても、不開示情報に該当するか否かは別として、事務又は事業に関する情報と認められる。

(ア) 本件対象文書4及び5について

実施機関は本件対象文書の不開示理由として、苦情処理委員の合議は非公開で行われており、調査審議等の内容が開示されることになれば、審議の過程においてどのような議論や検討が行われたか、個々の委員の意見や見解等が明らかとなる結果、委員に対する働きかけなどが行われるおそれがあり、その結果、委員の自由な質疑や発言等が差し控えられるなど合議の意思決定の中立性が不当に損なわれることになりかねないと主張している。

しかし、上記5(3)のとおり、本件対象文書4及び5は実質的な調査審議が開始される前に庶務である実施機関が申出の内容及び関連情報を事務的にまとめたものにすぎず、調査審議に影響を与えるとは考え難い。そのため、不開示とされている部分を開示したところで合議の意思決定の中立性が損なわれる

とは認められないことから、条例第10条第1号に該当する個人情報を除き開示すべきである。

(イ) 本件対象文書6から12までについて

本件対象文書6から12までは、苦情処理委員が合議で使用した文書になっている。このうち資料一覧に記載されている資料の件名については開示されているものと不開示になっているものとがある。このことについて、実施機関からは、資料の件名によって調査審議の内容が推測されるおそれがあるものは不開示と考え、一般的に公開されているものについては開示の判断をしたとの説明があった。しかしながら、調査審議の内容を推測されるおそれがあるか否かの観点で判断をするのであれば、一般的に公開されているか否かに関わらず、調査審議の内容を推測されるおそれがある場合には資料の件名を不開示とすべきであり、実施機関の説明と実際の判断に齟齬が見受けられる。その上で、当審査会で不開示とされている資料の件名を見分する限り、合議の意思決定の中立性が損なわれるものとして特に秘匿すべきものは認められないため、資料一覧の資料の件名は一律に開示すべきである。また、資料の中には、苦情処理委員の調査審議をする上で当然に含まれるもの、具体的には、上記5(4)ア(ア)において開示すべきと判断した文書、また、調査開始通知書及び説明等依頼書といった手続上の文書は、開示したところで合議の意思決定の中立性が損なわれるとは認められないことから、条例第10条第1号に該当する個人情報を除き開示すべきである。他方、苦情処理委員が参画条例に基づいて設置された独立性を有する第三者機関であることを考慮すると、調査審議における実質的な判断に関する情報について、条例第10条第5号に基づき不開示とすべき範囲を確定するに際しては、原則として苦情処理委員自身の意見を尊重すべきである。当審査会の調査によれば実施機関は本件処分1に際して、苦情処理委員に意見を照会し、その意向を参酌して不開示部分を決定しているとのことであるから、本件審査請求においては、当審査会は、前述で開示すべきと判断した資料を除き、苦情処理委員の意見を踏まえてなされた実施機関の決定を尊重すべ

きものと判断した。

(ウ) 本件対象文書13から19までについて

本件対象文書13から19までは、苦情処理員委員から教育委員会に対する説明を依頼する文書及びそれに対する教育委員会からの回答文書となっているが、上記5(4)ア(イ)のとおり、当審査会は、苦情処理委員の意見を踏まえてなされた実施機関の決定を尊重すべきものと判断した。

イ 条例第10条第1号の該当性について

条例第10条第1号は「個人に関する情報(略)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(略)により特定の個人を識別することができるもの(略)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を不開示情報とし、不開示情報から除かれる情報をただし書イ、ロ、ハで限定列挙し、ロで「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」と規定している。

本件処分1で不開示としている情報は、申出人の氏名、郵便番号、住所及び電話番号並びに苦情処理委員及び専門員の署名及び印影であるが、これらの情報は個人が識別できる情報に該当する。審査請求人はただし書ロの人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公にすることが必要な情報であると主張しているが、当該個人情報の公表が人の生命等の保護につながる事情は認められない。加えて、条例第12条で規定する公益上の理由により開示すべき情報とも認められないため、実施機関の判断は妥当である。

ウ 本件対象文書4から5への変更に関する公文書の存否について

実施機関は送付先の変更について、誤って他の専門員にメールを送付しただけであり、何かしらの理由があって担当の専門員が変わったわけではなく、その過程を記した文書も存在していないと主張している。実施機関の主張に不合理な点は認められず、他にその存在を認めるに足りる事情もないことから、当該文書を不存在とする実施機関の主張は妥当である。

(5) 本件処分2について

実施機関は本件処分2において、全ての会議の議事録については作成及び保有していないとの理由で不開示決定を行っている。実施機関の説明では、苦情処理の調査審議、事務等は苦情処理委員及び専門員が主体となっており、実施機関は庶務としての役割を担っているとのことであった。そうすると、会議の議事録を作成するか否かについては、苦情処理委員や専門員の判断において行われるものと考えられ、苦情処理委員や専門員から議事録の作成の求めがない場合に実施機関が議事録を作成していなかったとしても不合理な点は認められない。他にその存在を認めるに足りる事情もないことから、当該文書を不存在とした実施機関の判断は妥当である。

(6) 本件延長決定について

実施機関は令和6年3月11日付けの本件開示請求に対して、条例第15条第3項の規定により開示決定期限を同年8月30日まで延長する決定を行っている。このことについて、審査請求人は全ての文書に不開示部分があったことから、本件延長決定は条例第15条第3項には該当せず、公文書の開示義務を定めた条例10条に違反していると主張し、実施機関は本件対象文書が約2,100枚で非常に膨大であり、開示範囲についての検討も必要であったこと、他にも業務があることから、本件延長決定は妥当であると主張している。

条例第15条第3項は「開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、(略)実施機関は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。」と規定している。

「開示請求に係る公文書が著しく大量」かどうかは、1件の開示請求に係る物理的な量とその審査等に要する業務量に加え、実施機関の事務体制、他の開示請求事案の処理に要する業務量、その他事務の繁忙、勤務日等の状況をも考慮した上で判断すべきものである。文書の開示はできるだけ早く行うことが望ましいものであるが、実施機関の主張と前述の判断の考え方を照らし合わせると、本件延長決定が明らかに妥当性を欠くとは言い難い。また、開示、不開示の判断については本件審査

請求で争われているところであるが、本件開示請求に対する公文書の開示自体は既に行われているため、条例第10条に違反するとは認められない。

(7) その他

審査請求人のその他の主張については、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(8) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(9) 付言

公文書部分開示決定及び公文書不開示決定に当たっては、不開示とする理由の提示が求められているが、その内容については、不開示部分が所定の不開示理由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならないと解されている。このことを踏まえ、当審査会は次のとおり実施機関に付言する。

ア 本件処分1について

実施機関は開示しない理由に「条例第10条第5号に該当するため」と記載しているが、当審査会の聴取においては条例第10条第5号柱書に該当するため不開示にしたと説明している。審査請求人は審査請求書において条例第10条第5号の例示に該当しない旨を主張していることを考慮すると、実施機関は本件処分1及び弁明書において「条例第10条第5号柱書に該当するため」と審査請求人が了知できるように記載すべきであった。

イ 本件処分2について

本件処分2の開示しない理由の欄には、「該当する公文書を作成及び保有していないため」と記載しているが、作成及び保有していないことに関して、そもそも苦情処理委員の合議において実施機関に議事録の作成が求められていなかったこと、苦情処理委員又は専門員から取得した文書もなかったことなどを併せて記載することにより、審査請求人が不存在に係る事情を了知できるようにすべきであった。

(答申に関与した委員の氏名)

佐藤 信行、柴田 守、南木 ゆう

審議の経過

年 月 日	内 容
令和7年3月13日	諮問（諮問第396号）を受け、弁明書及び反論書の写しを受理
令和8年1月23日	審議（第一部会187回審査会）
令和8年2月13日	実施機関から意見聴取及び審議（第一部会第188回審査会）
令和8年2月16日	実施機関に対し、書面による調査を実施
令和8年2月24日	審議（第一部会189回審査会）
令和8年3月17日	審議（第一部会190回審査会）
令和8年3月31日	答申

別表（開示すべき部分）

対 象 文 書	開示すべき部分
4	<ul style="list-style-type: none"> ・（４枚目）別紙のうち、条例第１０条第１号に該当する部分（※）以外 ※申出人の住所、氏名
5	<ul style="list-style-type: none"> ・（４枚目）別紙のうち、条例第１０条第１号に該当する部分（※）以外 ※申出人の住所、氏名
6	<ul style="list-style-type: none"> ・（２枚目）４－００１案件に関する資料一覧 ・（３枚目）及び（４枚目）のうち、条例第１０条第１号に該当する部分（※）以外 ※申出人の郵便番号、住所、氏名、電話番号 ・（５枚目）すべて
7	<ul style="list-style-type: none"> ・（２枚目）４－００１案件に関する資料一覧 ・（３枚目）から（６枚目）のうち、条例第１０条第１号に該当する部分（※）以外 ※ 申出人の氏名、郵便番号、住所、電話番号
8	<ul style="list-style-type: none"> ・（２枚目）４－００１案件に関する資料一覧 ・（３枚目）及び（４枚目）のうち、条例第１０条第１号に該当する部分（※）を除く ※申出人の氏名、住所
9	<ul style="list-style-type: none"> ・（２枚目）４－００１案件に関する資料一覧 ・（３枚目）のうち、条例第１０条第１号に該当する部分（※）を除く ※申出人の氏名、住所 ・（６枚目）すべて
10	<ul style="list-style-type: none"> ・（２枚目）資料一覧 ・（３枚目）のうち、条例第１０条第１号に該当する部分（※）を除く ※申出人の氏名、住所

	<ul style="list-style-type: none"> ・（８枚目）すべて ・（６９枚目）のうち、条例第１０条第１号に該当する部分（※）を除く <ul style="list-style-type: none"> ※申出人の氏名、住所 ・（７１枚目）すべて
１ １	<ul style="list-style-type: none"> ・（２枚目）資料一覧
１ ２	<ul style="list-style-type: none"> ・（２枚目）資料一覧